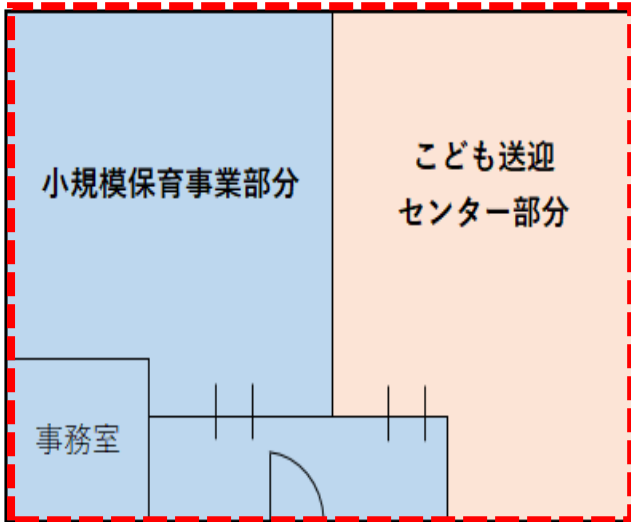


資料3「令和4年度（開設準備期間）における小規模保育事業及びこども送迎センターの補助対象区分について」

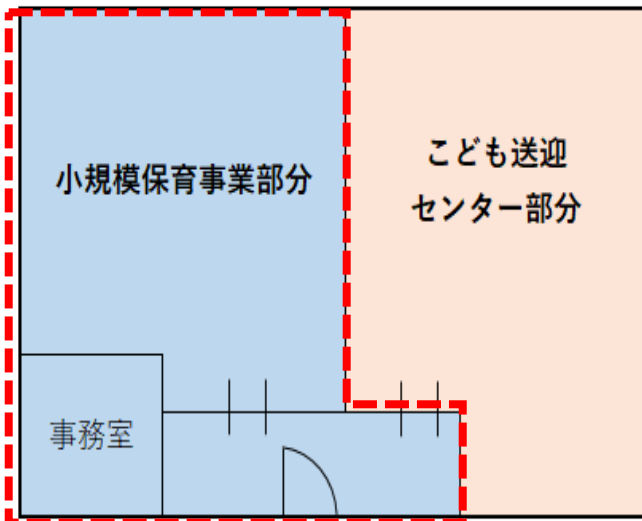
(1) ケース①（物件全体を小規模保育事業所として認可）



-----: 認可部分

- ① 小規模保育事業建物改修費等補助金
 - ・内装改修費⇒対象
 - ・開設前賃借料⇒対象
- ② こども送迎センター設置運営委託料
 - ・内装改修費⇒対象外（①の対象経費に含む）
 - ・開設前賃借料⇒対象外（①の対象経費に含む）
 - ・こども送迎センターの運営に必要な設備・備品購入費、開設準備経費⇒対象

(2) ケース②（こども送迎センター部分は小規模保育事業認可上含まない）



-----: 認可部分

- ① 小規模保育事業建物改修費等補助金
 - ・本体工事費⇒対象（小規模保育事業にかかる部分のみ）
 - ・開設前賃借料⇒対象（小規模保育事業にかかる部分のみ）
- ② こども送迎センター設置運営委託料
 - ・内装改修費⇒対象（ただし、小規模保育事業と一体整備で同契約の場合は対象外）
 - ・開設前賃借料⇒対象（こども送迎センター部分のみ。敷金・保証金を除く。）
 - ・こども送迎センターの運営に必要な設備・備品購入費、開設準備経費⇒対象

※当該募集においては、原則として同物件での運営を前提とした計画のみ応募を受け付けます。ただし、こども送迎センターと小規模保育事業が別物件での運営となる計画については、位置関係等から、応募を受け付ける場合がありますのでご相談ください。

※こども送迎センターの設置運営委託料は令和4年度の予算の範囲内で、入札（見積合わせ）のうえ、委託します。